

SNSで知り合った相手から、「相談にのってくれば、報酬 30 万円を払う」と頼まれ応じたところ、「別のサイトでやり取りしよう」と言われ、出会い系サイトに誘導された。すると、サイトから登録費用が必要だとして 3000 円を請求され、クレジットカードで決済した。その後もサイトから「個人同士でやり取りをするにはお金が必要」「メールのエラーを解消するための費用を」「24 時間サポート保証に登録するように」などと次々と請求されて、8 万円をクレジットカード決済した。

(20 歳代 女性)

SNS上の広告や、「簡単にもうかる」「損はしない」などのメッセージから、事例のように出会い系サイトに誘導されるケースが少なくありません。SNS上では話の合う知り合いでも、本当に信頼できる相手かどうかは分かりません。お金を支払った途端に相手と連絡が取れなくなることもあり、一度支払ったお金を取り戻すのは困難です。本当に信用できる相手なのか、慎重に判断しましょう。

また、相手から運転免許証、健康保険証などの個人情報や、自分の写真を送るよう求められるケースもありますが、送ってしまうと後で取り戻すことは難しく、より大きなトラブルに発展することが考えられます。絶対に送らないようにしましょう。

消費生活センターには、「SNSの広告を見て、除毛クリームを注文したが、定期購入になっていた」「SNSで知り合った相手から、コンサートチケットの購入を持ち掛けられた。チケット代を送金したが、その後連絡が取れなくなった」など、SNSが発端の相談が数多く寄せられています。SNS運営会社の利用規約では、SNSがきっかけでトラブルが発生しても責任を負わないとしていることがほとんどです。

トラブルにあった場合は、購入のきっかけとなった広告、相手とのやり取りの画像などをスクリーンショットで残し、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。